付録B五―Ⅰ　各国における海上労働遵守措置認定書の記載の例

B5.1.3指針5を参照すること。

2006年の海上の労働に関する条約
海上労働遵守措置認定書　第Ⅰ部

（注　この船舶の海上労働証書に添付しなければならない。）

×××国海上運送省の権限の下に発給する。

2006年の海上の労働に関する条約に関し、次の船舶は、同条約のA5.1.3基準の規定に従って維持されている。

船名	国際海事機関船舶識別番号	総トン数
機船　例丸	12345	1,000

署名者は、上記の権限のある機関に代わって次のとおり宣言する。

(a)　2006年の海上の労働に関する条約の関連規定は、次の１から14までに掲げる国内的な要件によって完全に具体化されている。

(b)　(a)に規定する国内的な要件は、１から14までに引用する国内法規に規定されている。必要に応じ、当該国内法規の内容に関する説明を記載している。

(c)　第６条３及び４の規定に基づく実質的に同等な規定の詳細は、〈次の１から14までに掲げる国内的な要件の項目のうち、対応するものに〉〈この目的のために設けた下欄に〉(〈　〉の記述のうち、該当しないものを抹消すること。)記載している。

(d)　第３章の規定に基づき権限のある機関によって認められた適用除外は、この目的のために設けた下欄に明確に記載している。

(e)　国内法令に基づく船舶の種類に特有の要件についても、関係する国内的な要件の項目において引用している。

1　最低年齢（第1.1規則）

改正された海運法（1905年法律第123号）(以下「法律」という。)第10章、2006年の海運規則（以下「規則」という。)第1111号から第1222号まで

最低年齢は、2006年の海上の労働に関する条約に規定する年齢である。

「夜間」とは、海上運送省（以下「省」という。)が異なる期間を承認する場合を除くほか、午後９時から午前６時までをいう。

18歳以上の者に限定される危険な労働の例は、この海上労働遵守措置認定書の附属書Aに掲げる。貨物船の場合には、18歳未満の者は、船舶の配置図（この海上労働遵守措置認定書に添付する。)に「危険区域」として記載された区域で働くことができない。

2　健康証明書（第1.2規則）

法律第11章、規則第1223号から第1233号まで

健康証明書は、適用可能な場合には、改正された1978年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約に定める要件に従うものとする。その他の場合には、当該要件が必要な調整を行った上で適用される。

資格を有する眼鏡技師であって、省が承認した名簿に記載されたものは、視力に関する証明書を発給することができる。

健康検査は、B1.2.1指針に規定する国際労働機関及び世界保健機関の指針に従って行われる。

海上労働遵守措置認定書　第Ⅱ部

検査から次の検査までの間において継続的な遵守を確保するためにとる措置

次の措置は、検査から次の検査までの間において継続的な遵守を確保するため、この海上労働遵守措置認定書を添付する海上労働証書に氏名又は名称が記載されている船舶所有者がとることとした。（第Ⅰ部の各項目の遵守を確保するためにとることとした措置を次の１から14までに記載すること。）

1　最低年齢（第1.1規則）　☒

各船員の生年月日は、乗組員名簿上の当該船員の氏名の次に記載する。

乗組員名簿は、各航行の開始時に、船長又はこれに代わって行動する職員（以下「権限のある職員」という。)が確認し、確認した日を記録する。

18歳未満の船員は、雇用の時に、当該船員が夜間の労働、危険であるとして明示的に掲げる労働（第Ⅰ部１参照）その他の危険な労働を行うことが禁じられること及び疑義がある場合には権限のある職員に相談することを要求されることが記載された書簡を受領する。当該書簡の写しは、「受領し、及び確認した。」という記載の下に当該船員に署名させ、及びその署名の日付を記載させた上で権限のある職員が保管する。

2　健康証明書（第1.2規則）　☒

健康証明書は、権限のある職員の責任の下で準備され、並びに船舶内の各船員についてその職務、最新の健康証明書の日付及び当該証明書に記載された健康状態を明記した一覧表とともに、権限のある職員が厳格に秘密のものとして保管する。

船員が特定の職務について医学上適しているか否かにつき疑義がある場合には、権限のある職員は、当該船員の医師その他の資格を有する医師に相談し、当該医師の所見の概要、当該医師の氏名及び電話番号並びに相談した日付を記録する。

以上は、国際労働機関の総会が、ジュネーブで開催されて二千六年二月二十三日に開会を宣言されたその第九十四回会期において、正当に採択した条約の真正な本文である。

以上の証拠として、我々は、二千六年二月二十三日に署名した。

総会議長
　ジャン＝マルク・シンドラー
国際労働事務局長
　ホアン・ソマビア

内閣総理大臣　安倍　晋三
厚生労働大臣　田村　憲久
国土交通大臣　太田　昭宏
外務大臣　岸田　文雄